

帯広大谷短期大学評価委員会規程

(設置)

第1条 帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）に、本学学則第2条に基づき、自ら掲げる理念の実現及び目的達成のために行う教育・研究上の活動等について、必要な事項を定めることにより、本学の教育・研究の適切な水準の維持及びその充実に資するため、帯広大谷短期大学評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針、実施事項、実施項目、実施及び評価の結果の活用に関すること
- (2) 第三者評価（認証評価）に関すること
- (3) 相互評価に関すること
- (4) 外部評価に関すること
- (5) 自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関すること
- (6) その他自己点検・評価等に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) ALO
 - (3) 副学長
 - (4) 附属図書館長
 - (5) センター長並びに室長
 - (6) 委員会委員長
 - (7) 学科長(専攻設置学科を除く)
 - (8) 各専攻から選出された教授会構成員 各1名
 - (9) 事務局長及び事務局次長、各課長
 - (10) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第10号の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員会は、委員長が招集し、これを主宰しその議事を整理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(点検・評価事項及び点検・評価項目)

第6条 自己点検・評価事項及び点検・評価項目の詳細については、別に定める。
(実行組織)

第7条 点検・評価の実施は、次の各号に掲げる組織で行うものとする。

- (1) 各学科(各専攻を含む。)
- (2) 各委員会等
- (3) 附属図書館
- (4) 各センター及び各室
- (5) 事務局
- (6) その他委員会が必要と認めたもの
(結果の報告、活用及び公表)

第8条 前条の実行組織は、毎年度毎に自己点検・評価の結果を取りまとめ、翌年度の8月末日までに委員会に報告するものとする。

- 2 報告を受けた自己点検・評価結果は、教授会及び理事会に報告するものとする。
- 3 自己点検・評価結果については、報告書に取りまとめ、必要に応じて公表するものとする。
- 4 委員長は、自己点検・評価の結果に基づき、必要があると認められるものについては、当該部署に検討を指示し、改善に努めなければならない。
(作業部会)

第9条 委員会が必要と認めたときは、必要に応じて作業部会を設置することができる。
2 作業部会に関し必要な事項は、別に定める。
(事務)

第10条 自己点検・評価に係わる事務は、事務局において処理する。
(雑則)

第11条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、短期大学運営会議の議を経て、学長の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、2013(平成25)年8月29日から施行する。
- 2 平成9年4月1日に制定した帯広大谷短期大学自己点検・評価に関する規程は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、2013(平成25)年3月25日に成立し、2014(平成26)年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。